

平成 16 年 5 月 13 日

各 位

京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町 671 番地  
ワタベウェディング株式会社  
代表取締役社長 渡部 隆夫  
(コード番号 4696 東証第一部・大証第一部)  
連絡者  
役職氏名 常務取締役管理本部長 西村 忠雄  
電 話 075- 352- 4111

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は平成 16 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 16 年 6 月 29 日に開催を予定している第 40 期定時株主総会に、商法第 280 条ノ 20 ならびに商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行することについて附議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることを目的にストックオプションとして新株予約権を発行する。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 250,000 株を総株数の上限とする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

2,500 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は 100 株とする。)

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が当社普通株式の分割または併合等を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合等の比率に応じ比例的に調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、また調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{時価}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合等を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合等の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年8月1日から平成21年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、当該退任または退職の日から6ヶ月間は行使できるものとする。

その他新株予約権の相続及びその他行使上の制限ならびに権利喪失に関する条件等の細目については、本定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

次の場合には会社は行使期間終了前に未行使の新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利を行使する前に(7)に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以上

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成16年6月29日開催予定の当社第40期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、定時株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。